

○第119回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年2月16日（月）14：00～15：32

議事概要：

（1）対象外物質（イタコン酸）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*農薬として使用される植物成長調整剤で、対象外物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの）として厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（2）対象外物質（グリセリン酢酸脂肪酸エステル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*農薬として使用される忌避剤で、対象外物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの）として厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（3）対象外物質（ポリグリセリン脂肪酸エステル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*農薬として使用される殺虫剤で、対象外物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの）として厚生労働大臣が定めることについて、意見が求められています。

（4）農薬（ジフェノコナゾール）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、チコリ、とうがらし等へのインポートトレランス申請がされています。

（5）農薬（フルキサピロキサド）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）について

#### の意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、芝に使用します。今回、いちご及びブルーベリー等へのインポートトレランス申請がされています。

#### (6) その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

##### ① イソフェタミド

・評価第二部会において調査審議することとなった。

\*殺菌剤で、今回、ぶどう、さやえんどう等への新規登録申請がされています。

##### ② クロフェンテジン

・評価第三部会において調査審議することとなった。

\*殺虫剤で、りんご、なし等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

##### ③ ピコキシストロビン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

\*殺菌剤で、今回、はくさい、キャベツ、レタス等への新規登録申請及び大麦、小麦、大豆等へのインポートトレランス申請がされています。

##### ④ フロメトキン

・評価第四部会において調査審議することとなった。

\*殺虫剤で、今回、だいこん、はくさい、キャベツ等への新規登録申請がされています。